

平成30年度税額の算出方法等(賦課の根拠となった法律及び条例)

[凡例] 法:地方税法 都:東京都都税条例 区:新宿区特別区税条例 条:1、2、3 項:①、②、③ 号:I、II、III
東日本:東日本大震災からの復興に関し地方公共団体が実施する防災のための施策に必要な財源の確保に係る地方税の臨時特例に関する法律

特別区民税及び都民税(住民税)は、当該年度の初日の属する年の1月1日を賦課期日(法39、318、都条例24の7、区条例26)として、次のとおり課税されます。

- (1) 新宿区内に住所を有する個人に対して均等割額及び所得割額の合算額が課税されます。
(法24①I、294①I、都条例24の2I、区条例9I)
- (2) 新宿区内に事務所、事業所又は家屋敷を有する個人で、新宿区内に住所を有しない方に対して均等割が課税されます。(法24①II、294①II、都条例24の2II、区条例9II)

1 非課税の範囲

- (1) 次の方は課税されません。(法24の5①、295①、区10①)
 - ア 生活保護法の規定による生活扶助を受けている方
 - イ 障害者、未成年者又は寡婦(夫)の方で前年の合計所得金額が125万円以下の方
- (2) 次の方には均等割は課税されません。(法24の5③、295③、区10②)

均等割のみを課税される方のうち、前年の合計所得金額が次の金額以下の方

 - ア 控除対象配偶者及び扶養親族のいない場合 35万円以下の方
 - イ 控除対象配偶者又は扶養親族のいる場合
 $\{35\text{万円} \times (\text{控除対象配偶者及び扶養親族の数} + 1) + 21\text{万円}\}$ 以下の方
- (3) 次の方には所得割は課税されません。(法附則3の3①④、区付則2の2の2①)

前年の総所得金額等が次の金額以下の方

 - ア 控除対象配偶者及び扶養親族のいない場合 35万円以下の方
 - イ 控除対象配偶者又は扶養親族のいる場合
 $\{35\text{万円} \times (\text{控除対象配偶者及び扶養親族の数} + 1) + 32\text{万円}\}$ 以下の方

2 税率

(1) 均等割額

特別区民税 3,500 円 都民税 1,500 円 (法 38、310、東日本 2、都 24 の 6、都附則 4 の 5、区 13、区付則 17)

(2) 所得割額

所得区分		特別区民税	都民税	法律及び条令	
総所得・山林所得		6%	4%	法 35①、314 の 3①、都 24 の 4、区 18①	
土地・建物等の譲渡所得	分離長期(一般)	3%	2%	法附則 34①④、区付則 10①	
	分離長期(特定)	2千万円以下	2.4%	1.6%	法附則 34 の 2①④、区付則 11①
		2千万円超	(課税分離長期所得-2千万円)×3%+48万円	(課税分離長期所得-2千万円)×2%+32万円	
	分離長期(軽課)	6千万円以下	2.4%	1.6%	法附則 34 の 3①③、区付則 11 の 2①
		6千万円超	(課税分離長期所得-6千万円)×3%+144万円	(課税分離長期所得-6千万円)×2%+96万円	
	分離短期(一般)		5.4%	3.6%	法附則 35①⑤、区付則 12①
	分離短期(軽減)		3%	2%	法附則 35③⑦、区付則 12③
申告分離課税を選択した配当所得等		3%	2%	法附則 33 の 2①⑤、区付則 8①	
株式等の譲渡所得等	一般分	3%	2%	法附則 35 の 2①⑥、区付則 13	
	上場分	3%	2%		
先物取引等の雑所得		3%	2%	法附則 35 の 4①④、区付則 14 の 2	

3 所得控除一覧表

項目	控 除 額		
雑損	次の①又は②で求めた金額のうちいずれか多い方の金額 ① (損害金額 - 保険金等で補填される金額) - 総所得金額等×0.1 ② 災害関連支出の金額 - 5万円		
医療費	次の①または②のいずれかを選択 ① (支払った医療費の額 - 保険金等で補填される金額) - <u>総所得金額等×0.05</u> ※「 <u>総所得金額等×0.05</u> 」が10万円を超える場合は10万円 [限度額 200万円] ② 支払った特定一般用医薬品等購入費 - 保険金等で補填される金額 - 12,000円 [限度額 8.8万円]		
社会保険料	支払った金額		
小規模企業 共済等掛金	支払った金額		
生命保険料	支払った保険料の区分(一般生命保険料、個人年金保険料、介護医療保険料)ごとに下表により計算した控除額の合計額 ※介護医療保険料は新契約のみ [限度額 70,000円]		
	支払保険料の合計額(剰余金、割戻金を差し引いた残額)		
	控 除 額		
	【新契約】	12,000円以下	支払保険料の合計額
	平成24年1月1日以 降に締結した保険契 約に係るもの	12,001円～32,000円	支払保険料の合計額×0.5+6,000円
		32,001円～56,000円	支払保険料の合計額×0.25+14,000円
		56,001円以上	28,000円(限度額)
	【旧契約】	15,000円以下	支払保険料の合計額
	平成23年12月31日 までに締結した保険 契約に係るもの	15,001円～40,000円	支払保険料の合計額×0.5+7,500円
		40,001円～70,000円	支払保険料の合計額×0.25+17,500円
70,001円以上		35,000円(限度額)	
同区分に【新契約】【旧 契約】両方がある場合	【新契約】【旧契約】それぞれで求めた額の合計額 (この合計額が、28,000円を超える場合は28,000円)		
地震保険料	①地震保険契約に係 るもの	50,000円以下	支払保険料の合計額×0.5
		50,001円以上	25,000円(限度額)
	②旧長期損害保険契 約に係るもの	5,000円以下	支払保険料の合計額
		5,001円～15,000円	支払保険料の合計額×0.5+2,500円
		15,001円以上	10,000円(限度額)
	①②両方がある場合	①②それぞれで求めた額の合計額 (この合計額が、25,000円を超える場合は25,000円)	
	注) 旧長期損害保険契約 損害保険契約等のうち、平成18年12月31日までに締結した契約で、保険期間が10年以上で満期返戻金等があり、平成19年1月1日以後にその損害保険契約等の変更をしていないもの		

項 目		控 除 額	備 考
配偶者	一 般	33 万円	
	老 人	38 万円	年齢 70 歳以上の方（昭和 23.1.1 以前に生まれた方）
配 偶 者 特 別	※早見表参照		納税義務者の前年中の合計所得金額が 1,000 万円以下の場合
扶 養 控 除	一 般	33 万円	
	老 人	38 万円	年齢 70 歳以上の方（昭和 23.1.1 以前に生まれた方）
	同居老親等	45 万円	
	特定扶養	45 万円	年齢 19 歳以上 23 歳未満の方（平成 7.1.2～平成 11.1.1 生まれの方）
<p>※16 歳未満の扶養親族（平成 14.1.2 以降に生まれた方）： 控除対象外ですが、非課税限度額制度を適用する際には扶養人数として考慮されます。</p>			
本 人 該 当	寡婦・寡夫	26 万円	<ul style="list-style-type: none"> ・寡婦 次の①又は②のいずれかに該当する方 <ul style="list-style-type: none"> ① 夫と死別・離婚又は夫が生死不明で、扶養親族又は前年中の総所得金額等が 38 万円以下の生計を一にする子がある方 ② 夫と死別又は夫が生死不明で、前年中の合計所得金額が 500 万円以下の方 ・寡夫 妻と死別・離婚又は妻が生死不明で、前年中の総所得金額等が 38 万円以下の生計を一にする子を有し、かつ、前年中の合計所得金額が 500 万円以下の方
	特別の寡婦	30 万円	寡婦のうち、扶養親族である子を有し、前年中の合計所得金額が 500 万円以下の方
	勤労学生	26 万円	前年中の合計所得金額が 65 万円以下の方で、合計所得金額のうち自己の勤労に基づく給与所得等以外の所得が 10 万円以下の学生の方
普 通 障 害 者	26 万円	身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、愛の手帳の交付を受けている方、福祉事務所長の認定を受けている方等で特別障害者に該当しないこと	
特 別 障 害 者	30 万円	障害者のうち、精神障害者保健福祉手帳 1 級、身体障害者手帳 1 級又は 2 級の方、愛の手帳 1 度又は 2 度の方等	
同居特別障害者	53 万円	控除対象配偶者又は扶養親族のうち特別障害者に該当する方で、納税義務者、納税義務者の配偶者又は納税義務者と生計を一にするその他の親族のいずれかとの同居を常況としている方	
基 礎 控 除	33 万円		

※ 配偶者特別控除額の早見表

配偶者の合計所得金額	控除額
380,001円～449,999円	33万円
450,000円～499,999円	31万円
500,000円～549,999円	26万円
550,000円～599,999円	21万円
600,000円～649,999円	16万円
650,000円～699,999円	11万円
700,000円～749,999円	6万円
750,000円～759,999円	3万円

（法 34、314 の 2、区 17）

4 調整控除(税額控除)

(1) 合計課税所得金額(課税総所得金額、課税山林所得金額、課税退職所得金額の合計額)が200万円以下の場合
次のA、Bのいずれか少ない金額の5%(特別区民税3%、都民税2%)

A 所得税と住民税の人的控除額の差の合計額 B 合計課税所得金額

(2) 合計課税所得金額が200万円を超える場合

{所得税と住民税の人的控除額の差の合計額 - (合計課税所得金額 - 200万円)} × 5%(特別区民税3%、都民税2%)

※ ただし、計算の結果が2,500円未満の場合は2,500円(特別区民税1,500円、都民税1,000円)

* 所得税と住民税の人的控除額の差《例》

人的控除の種類	所得税	住民税	差額
配偶者控除(一般)	38万円	33万円	5万円
一般扶養	38万円	33万円	5万円
特定扶養	63万円	45万円	18万円
老人扶養	48万円	38万円	10万円
基礎控除	38万円	33万円	5万円

(法37、314の6、区19の2)

5 配当控除(税額控除)

配当控除	利益の配当、剰余金の分配による配当所得があるときは、その金額に次の率を乗じた金額が所得割額から差し引かれます。 「証券投資信託に係る配当所得」は()内の率、「一般外貨建等証券投資信託に係る配当所得」は[]内の率が適用されます。	課税総所得金額		特別区民税 : %	都民税 : %	
			1,000万円以下の場合		1.6 (0.8) [0.4]	1.2 (0.6) [0.3]
		1,000万円を超える場合	1000万円以下の部分の金額	1.6 (0.8) [0.4]	1.2 (0.6) [0.3]	
		1000万円を超える部分の金額	0.8 (0.4) [0.2]	0.6 (0.3) [0.15]		

注) 課税総所得金額は、ここでは課税総所得金額、土地等に係る課税事業所得等の金額(平成10年1月1日から平成29年3月31日までは適用なし)、課税長期(短期)譲渡所得金額、株式等に係る課税譲渡所得等の金額、先物取引に係る課税雑所得等の金額の合計額です。

(法附則5①③、区付則3の3①)

6 住宅借入金等特別税額控除(税額控除)

控除額 = 次のA、Bのいずれか少ない金額(特別区民税:3/5、都民税:2/5)

A 所得税の住宅ローン控除のうち、控除しきれなかった金額

B 所得税の課税総所得金額等の額に5%を乗じて得た金額(上限97,500円)

平成11年~平成33年6月30日まで(平成19・20年中を除く)に入居され、所得税の住宅ローン控除の適用を受けた方が対象です。

※ なお、平成26年4月1日以降の入居で、消費税率8%又は10%の適用を受ける場合、控除額は以下のとおりになります。

A 所得税の住宅ローン控除のうち、控除しきれなかった金額

B 所得税の課税総所得金額等の額に7%を乗じて得た金額(上限136,500円)

(法附則5の4①⑥、5の4の2①④⑥⑨、区付則3の5①、3の5の2①)

7 寄附金税額控除

前年中に次に掲げる寄附金を支出し、合計額(総所得金額等の30%を限度)が2,000円を超える場合には、その超える金額の10%(特別区民税6%、都民税4%)に相当する金額【基本控除額】

- (1) 都道府県又は市区町村に対する寄附金
- (2) 東京都共同募金会又は日本赤十字社東京都支部に対する寄附金
- (3) 所得税法等に規定される寄附金控除のうち、都又は新宿区が各々の条例で定めるもの

※ (1)の寄附金が2,000円を超える場合は、その超える金額に下表の左欄の区分に応じて右欄の割合を乗じて得た額(特別区民税は3/5、都民税は2/5)に相当する金額(所得割額の20%を限度)が加算されます。【特例控除額】

課税総所得金額から人的控除額の差を控除した金額	割合
0円以上 195万円以下	84.895%
195万円を超え 330万円以下	79.79%
330万円を超え 695万円以下	69.58%
695万円を超え 900万円以下	66.517%
900万円を超え 1,800万円以下	56.307%
1,800万円を超え 4,000万円以下	49.16%
4,000万円超	44.055%
0円未満(課税山林所得金額及び課税退職所得金額を有しない場合)	90%
0円未満(課税山林所得金額又は課税退職所得金額を有する場合)	地方税法で定める割合

※2 (1)の寄附金に該当し、「ふるさと納税ワンストップ特例制度」が適用される場合は、所得税における控除額に代えて特例控除額に下表の左欄の区分に応じて右欄の割合を乗じて得た額に相当する金額が加算されます。【申告特例控除額】

この場合、寄附金税額控除は基本控除額、特例控除額、申告特例控除額の合計額となります。

課税総所得金額から人的控除額の差を控除した金額	割合
0円以上 195万円以下	84.895分の5.105
195万円を超え 330万円以下	79.79分の10.21
330万円を超え 695万円以下	69.58分の20.42
695万円を超え 900万円以下	66.517分の23.483
900万円超	56.307分の33.693

(法37の2、314の7、法附則5の5、法附則7、区20、区付則3の6、区付則5)

8 配当割額、株式等譲渡所得割額の控除

特定配当等に係る所得及び特定株式等譲渡所得金額に係る所得を申告した方で、道府県民税配当割・株式等譲渡所得割が特別徴収されている場合、当該配当割額・株式等譲渡所得割額を所得割額から控除します。控除することができなかった金額があれば均等割額に充当し、なお充当しきれなかった金額は還付します。

(法37の4、314の9、区20の3)

◇ そのほか外国税額控除については、税務課へおたずねください。

◆ 税額の計算方法 ◆ (総所得金額のみの場合)

$$\text{所得割額} = \frac{\text{所得金額} - \text{所得控除金額}}{\text{課税標準額}} \times \text{税率[区:6\%, 都:4\%]} - \text{税額控除等}$$

(課税総所得金額) (調整控除、配当控除等)

▶ 均等割額 特別区民税：3,500円 都民税：1,500円